

【 開催要項 】

開催日：毎週土曜日 18:00～20:45 頃まで（原則）

開催地：泉運動場 柔道場（原則）

基本的には「いつ来ていつ帰っても良い」ですが極力「中締め」にはご参加ください

対象者：心身ともにご健康な原則 10 歳以上の方

- ・ 初心者OK！女性OK！もちろん格闘技経験者OK！
- ・ 中学生以下は原則保護者同伴
- ・ 事前に当愛好会の規約等を確認し了解いただくことも参加の条件です

持ち物：トレーニングウェア、タオル、軍手、ドリンクなど

【 参加費等 】（原則）

参加総額（高校生以上 1 人）：440 円（入場料 240 円 + 参加費 200 円）

参加総額（中学生以下 1 人）：320 円（入場料 120 円 + 参加費 200 円）

※泉運動場の場合

- ・ 団体割引あり（3 名以上の参加でその代表者がまとめて参加費を支払う場合に 1 人分を無料とします）
- ・ 特別入会 or 再入会手数料：原則 2,000 円（審査あり、開催 7 日前迄に支払必須、1 ヶ月間参加費無料）
- ・ 本サークルの役員やイントラなどの運営協力者として参加の方は特別待遇または参加費免除いたします。
- ・ 上記参加費はグローブやミット等の損料、各種事務手数料等、サークル運営や補助に関する費用として徴収させていただきます。

【 参加方法等 】

●パンチキック練習会に参加するには、サークル代表の指定するサイト等より手続きするものとします。

- ・ 各種WEB 上の問題等で手続きできなかった方などは、残念ですが原則として参加できません。

●出欠表【調整さん】への入力は、開催日の前日までにお願いします。

- ・ とりあえずでも前日までに入力ください。

（前日現在にて未定の場合は△で入力し、後で○×に変更してください）

（変更方法は、入力した自分の名前をクリックすると入力済みの内容を変更できます）

●その他諸事情により臨時休会などする場合は、前日または当日、出欠表に掲載します。

- ・ 前日までに確実な参加希望者が原則 4 人以上いない時には臨時休会となりえます。
- ・ 当日の開催情報等（非常事態含む）は、出欠表を適時見てご確認をお願いします。

【 3 つのお約束 】（違反者には活動一時停止等ペナルティあり）

① 原則どんなスパーリングも禁止

→ 例外として本サークル代表または代表代行が認めた場合のみ次の条件で実施可とします。

- ・ 指定された狭範囲で行うこと
- ・ 原則としてPK会公式ルールで行うこと（別途「サークルルール」参照）

② 合意なしでパンチキックなどは極力人に当てないこと

③ その他運営に関して主宰や役員などの指示に従うこと

サークルルール

【体験参加に当たり】

- ・当愛好会は「笑顔と共助」がコンセプト、「セルフ＆リバティ」がポリシーの非営利団体です。
- ・参加者（希望者含む）はお客さまではありません。みんな協力し合う仲間同士であります。
- ・従いまして常に「共助」を念頭に困っている時には互いに助け合う行動を心がけてください。
- ・現在、入会金や月会費はありません。練習会費等は都度徴収となります。
- ・当愛好会（サークル）の練習会は「稽古」ではなく「フィットネス」という感覚で楽しむものです。
- ・従いまして参加する際は、コスチュームや振る舞いにもフィットネス感あるご配慮をお願いします。
- ・パンチキックは打つだけでなく受けるのも大切な練習となります。ぜひご理解の上、ご参加ください。
- ・参加者の練習風景などを撮影いたします。顔出し等がNGの方は事前にお申し出ください。
(撮影したものはWE B上に掲載させて頂くことがあります)

【出欠表について】

- ・出欠表【調整さん】には毎週継続して出欠入力をお願いします。
(次回練習会の出欠表は主宰の指定するWE B上にURLを掲載します)
- ・一定期間、出欠入力の確認できない方は原則として退会となります。
(退会後、再入会するには原則、事前に手数料が必要です)
(審査の結果、やむを得ず再入会できないこともあります)
(その場合の理由については一切お伝えできませんので予めご了承ください)

【体験参加後について】

- ・入会(継続参加)希望者はその旨ご連絡ください。
- ・当愛好会で検討の結果、やむを得ず入会できないこともございます。
- ・その場合の理由については一切お伝えできませんので予めご了承ください。
- ・サークル規約第20条関連以外の損害賠償には一切応じられません。
- ・各種徴収金などについては一切返金には応じられません。

【参加費割引について】

- ・団体割引：3名以上の参加でその代表者がまとめて参加費を支払う場合に1人分を無料とします
- ・イントラなどの運営協力者として参加の方は特別待遇または参加費免除いたします。

●**非常事態の際**は、出欠表【調整さん】に掲載します。

- (開催日時直前なども【調整さん】を再度ご確認ください)
- (尚、参加希望者からPK会への緊急連絡は極力LINE送信にてお願いします)

17:45 頃から来場入場が可能です（主宰がスタンバイしています）

18:00 泉運動場へ来場 → 正面玄関を入った右側で入場券を購入し受付を経て柔道場へ
└─→（柔道場一般 または子供）

- ・ウォーミングアップ後、パンチキックフリータイム♪
→ 各自パンチキックでミット打ち（条件付きでマスパーパーなども実施可）
- ・貸出品は主宰の指定品となります。
- ・貸出品が汚損の場合は極力修復清掃すること、また定位置に戻しておくこと！

※会費はセルフ徴収となります。ご協力よろしくお願いします。

19:40 パンチキックレッスン&フリータイム♪

- ・パンチやキックの 受け方、打ち方、遊び方！
- ・トレーナー有志の方はご協力よろしく！

20:00 中締め♪（一旦終了）

- ・一旦締めのミーティング（終了する方はお疲れさまでした！）

20:05 エキストラ ラウンド♪（希望者のみ）

- ・レッスン&フリータイム継続！

20:35 お片付け&お掃除タイム♪

- ・みんなで貸出品の**お片付け**と会場のお**掃除**（各々同時に実施しない）

20:40 クールダウン♪（希望者のみ）

- ・みんな一緒にストレッチなど！
- ・お帰りの際、お手すきの人はミット等を武道館の玄関まで持参
- ・最後、道場に感謝の一札を...

※上記の時間配分などは臨機応変に対応します。

基本的に各自「終始フリータイム」ということでもOKですが、
上記各種活動の円滑な進行に十分なご配慮をお願いいたします。

サークル規約（以下、本規約）

第1条（名称）

本会は、「仙台パンチキック愛好会」（以下、本サークル）、略称を「仙台PK会」と称します。

第2条（所在および事務局）

本サークルの所在および事務局は、「仙台市泉区山の寺 2-11-15 思い出エステート内」へ置く。

第3条（目的）

本サークルは、会員相互の親睦を図り、パンチキック活動を通して皆が笑顔になり心身ともに健康増進することで社会に貢献します。

第4条（活動内容）

本サークルは、前条の目的を達成するために次の活動を行ないます。

1. サークル練習会
2. サークルHP等による情報発信
3. 会員交流会（以下、サークルミーティング）
4. その他、本サークルの目的を達成するために必要な活動

第5条（組織）

本サークルは、以下の者で組織します。

1. 目的に賛同し自発的に参加する者
2. サークル運営に道徳心をもって参加できる者

第6条（会員）

会員とは、第7条の会員登録手続きを経て会員登録した者をいう。ただし、心身ともに健康な原則10歳以上の者が会員登録できるものとする。

第7条（会員登録）

本サークルへ会員登録するには、本サークル代表または代表代行の指示に従い、以下のすべてを満たすものとします。

1. 必要な個人情報を提供すること（更新時も含む）
2. 本規約等（別紙、活動要項と練習会時間割も含む）へ賛同および了解をすること
3. 上記を本サークルホームページの「参加申込」の内容に従い、その手続きを経て、実際にサークル練習会に体験参加すること。但し、本サークル審査の結果、入会をお断りすることもあります。

第8条（会費）

本サークルの会費は各活動のたびにその都度徴収し、その際後日、収支報告書と引き換える。

第9条（会員資格）

会員資格は、毎年4月から1年間とし、毎年3月に会員登録更新するものとする。

第10条（退会）

会員は、申告によって任意に退会できる。

また概ね半月以上、出欠連絡がなかった者は原則一旦退会扱いとする。

ただし、退会以外の方法（強制退会等）で退会した会員の再登録は原則認めない。

尚、いずれの場合でも本サークルが徴収した金銭等の返金には一切応じられません。

第11条（強制退会）

以下の場合には本人の意思に関係なく退会させることができる。

1. サークル運営に支障をきたす行為を行なった場合
2. 公序良俗に反する行為を行なった場合
3. 宗教や教派、宗派および教団に関する活動を行なった場合
4. 政治に関する活動や連鎖販売取引に関する活動を行なった場合
5. サークル代表または代表代行が当該会員の会員資格の継続を認めない場合
6. そのほか、本サークル役員の指示に従わず、迷惑行為などを行なった場合

第12条（会議）

1. サークルミーティングの実施は不定期とし、必要に応じて開く。
2. サークルミーティングは、本サークル役員の呼びかけにより開く

第13条（サークルミーティング）

サークルミーティングは以下の事項について話し合う

1. サークル運営方針について意見交換
2. 今後の練習会や各種活動について
3. その他、話し合っておくべき事項

第14条（役員）

本サークル運営のために次の役員を置く。

サークル代表 1名（ 小山哲明 ）
同 代表代行 1名（ 椎名亮文 ）
庶務会計 1名（ 小山英輝 ）
監 事 1名（ 若林賢人 ）

第15条（役員の選出）

役員の選出は、会員の推薦または立候補によって選出し、サークル代表または代表代行の承認をもって決定する。

第16条（役員の任期）

役員の任期は1年間とする。

臨時役員の任期は選任されたその日から直近の3月31日までとする。

ただし以下の場合には任期中であっても解任することができる。

1. 心身の故障により任務継続が不可能となった場合
2. 退会せざるを得ないとき
3. 会員より不信任案が提出され、サークル代表または代表代行が承認した場合

第17条（役員の解任）

解任が認められた場合は早急にミーティングを行ない臨時の役員を決める。

第18条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

1. サークルメンバーの管理はサークル代表および代表代行が行い、HP等の運用はサークル代表が行なう。
2. サークル代表および代表代行はミーティングや練習会での進行を務める。
3. 役員は、全員協力しあい、円滑なサークル運営を図る。
4. 役員は、会員相互の意思疎通に努め、会員の意見をサークル運営に反映させるよう務める。
5. 庶務会計は、会員から会費を徴収するなどの資金管理を担う。
6. 監事は、本サークルの会計とサークル運営業務を監査する。

第19条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日までとします。

第20条（事故等の対応）

万が一、サークル練習会に起因する事故等が起こった場合でも各会員の自己責任とし、必要に応じて当該会員の保険があれば適用する。また、参加者互いに相手方に対して損害賠償等を請求しないものとする。但し、故意または重大な過失による事故の場合はこの限りではありません。

第21条（個人情報の取り扱い）

本サークルでは、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、会員の個人情報の保護に万全を尽くします。また、個人情報の管理はサークル内で責任をもって管理します。

第22条（個人情報の収集）

本サークルでは次のような場合に必要な範囲で個人情報を収集することがあります

1. サークルメンバー登録
2. 本サークルへのお問合せ等、サークル運営に必要な場合

第23条（個人情報の利用目的）

本サークルでは取得した個人情報を第三者に開示または提供することはありません。

ただし、次の場合は除く

1. 会員本人の同意がある場合
2. 警察からの要請など官公署からの要請の場合
3. 法律の適用を受ける場合

第24条（変更・細則）

この規約のほか、本サークルの活動要項等の詳細は、サークル代表または代表代行が承認することで変更できるものとする。なお、規約の見直しは随時行うものとする。

付則

この規約は令和2年1月1日から施行します。